

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○有害図書類の指定	(同)	一
○保安林の指定	(森林整備課)	二
○土地改良区役員の新任の届出	(東部地方振興事務所)	二
○土地改良事業の施行の同意	(同)	二
○選挙管理委員会		三
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		三
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		七
○資金管理団体の届出		八
○資金管理団体の指定取消しの届出		九
○監査委員		九
○定期監査結果に対する措置の公表		九
○宮城県公報平成二十二年号外第一二号中		一五
○宮城県告示第五百六十三号		
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動		

告 示

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人経営体質改善サポート宮城

一 代表者の氏名

佐藤 洋一

二 主たる事務所の所在地

仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地 みやぎNPOプラザ内

三 定款に記載された目的

この法人は、人材放出時代に際し、シニア層を含む諸人材の各専門分野の実務経験を活かし、その知識やノウハウを地域社会に還元することを主旨としながら、同時に生きがいを見いだす場として、企業(特に、地場中小企業を中心として)の経営体質改善サポートに関する事業を行い、これにより企業育成・支援活動を進め、最終的には当該企業の雇用維持・拡大を図りつつ、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年五月十日

○宮城県告示第五百六十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	まんがグリム童話 6月号	(株)ぶんか社
二	雑誌	無敵恋愛エスガール 6月号	(株)ぶんか社
三	雑誌	恋愛Revolution 6月号	(株)宙出版
四	雑誌	恋愛白書スベシヤリテ 19667・06	(株)宙出版
五	雑誌	実話ドキュメント 6月号	(株)竹書房

六	雑誌	特冊新鮮組DX 6月号 06681・6	(株)竹書房
七	雑誌	衝撃のXXX VOL.4 13320・6	ミリオン出版(株)
八	雑誌	漫画実話ナックルズ増刊 ザ・タブー VOL.3 18422・6	ミリオン出版(株)
九	雑誌	恋愛MAX 6月号 17744・6	(株)秋田書店
十	雑誌	劇画マッドマックス 6月号 03369・06	(株)コアマガジン
十一	雑誌	上級恋愛ミント 6月号 04593・6	(株)近代映画社
十二	雑誌	月刊エンタメ 6月号 02053・06	(株)徳間書店
十三	雑誌	裏モノJAPAN 6月号 01805・6	(株)鉄人社
十四	雑誌	BLACK BOX 6月号 17843・6	三英出版
十五	書籍	完全自殺マニュアル ISBN4・87233・126・5	(株)太田出版
十六	書籍	自殺サークル ISBN978・4・7783・2071・3	(株)太田出版
十七	書籍	50人の痴漢体験 ISBN4・88718・734・3	(株)データハウス

二 指定理由

図書類の内容が、一から十四までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、十五の図書類にあっては著しく自殺を誘発し、十六の図書類にあっては甚だしく残忍性を有し、及び著しく自殺を誘発し、十七の図書類にあっては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十二年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

栗原市一迫字川口山館八の二、八の一、二〇の四、二二の一、五三、七七、字川口沢山七七、一三三

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間並びに樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、迫川沿岸土地改良区の役員（退任）について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月二十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年四月十七日	伊藤 大八	登米市迫町北方字大沢八十二番地	理事

○宮城県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、登米市が行う土地改良事業（中田地区）の施行に平成二十二年五月十九日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十五日

宮城県東部地方振興事務所
所長 佐々木 昭 男

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十二年五月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

気仙沼を変える会 境 恒春 吉田 亨 気仙沼市三日町一・二・二六 平成二十二年四月一日

斉藤としお後援会 阿部 修久 菊池かよ子 巨理郡山元町浅生原字下宮前 平成二十二年四月一日

境恒春後援会 小野寺 勉 吉田 亨 気仙沼市田中前三・七・一〇 平成二十二年四月一日

公の会 伏見 公秀 石橋 竜也 仙台市宮城野区岡田字北在家 平成二十二年四月九日

松利会 加藤 誠一 佐藤 聡司 宮城郡松島町磯崎字光陽台五九 平成二十二年四月十二日

庄司よしあき後援会 佐藤 芳彦 千葉 雅俊 石巻市吉野町二・一・二六 平成二十二年四月二十三日

西村まさみ宮城県後援会 細谷 仁憲 目黒 一美 仙台市青葉区国分町一・五 平成二十二年四月三十日

みやぎ中村ひろひこ後援会 黒田 清 佐藤 道雄 大崎市古川駅東三・七・六二 平成二十二年四月三十日

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年五月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

自由民主党宮城県支部 佐藤 豊彦 代表者 佐藤 豊彦 大沼 迪義 平成二十二年四月六日

自由民主党一迫支部 小山 智正 同 小山 智正 遊佐喜美夫 平成二十二年四月七日

同 同 同 大内 芳 高橋 義雄 平成二十二年四月七日

同 同 同 同 同 同 栗原市一迫真坂 栗原市一迫字川 平成二十二年四月七日

自由民主党宮城県看護連盟支部 富田きよ子 会計責任者 神林美和子 山添枝理子 平成二十二年四月七日

自由民主党宮城県第四選挙区支部 伊藤信太郎 同 袖井 孝 犬飼 俊郎 平成二十二年四月七日

同 同 同 同 同 同 多賀城市八幡四 塩竈市海岸通二 平成二十二年四月七日

自由民主党松島町支部 太齋 雅一 代表者 太齋 雅一 千葉 繁夫 平成二十二年四月十四日

同 同 同 同 同 同 宮城郡松島町幡 宮城郡松島町初原字原二一 平成二十二年四月十四日

民主党宮城県参議院選挙区第三総支部 伊藤 弘実 同 仙台市青葉区上 田五・一六・八 平成二十二年四月十九日

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部 熊谷 大 同 仙台市宮城野区 小鶴一・一〇・一〇 平成二十二年四月二十六日

自由民主党仙台市支部連合会 岡部 恒司 代表者 岡部 恒司 野田 譲 平成二十二年四月二十七日

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

佐々木嘉郎後援会 高橋 信行 主たる事務所の所在地 栗原市瀬峰蔵王 沢一五九・一 平成二十二年四月一日

ちばまさよし後援会 高城 靖尚 代表者 高城 靖尚 佐藤 敬 平成二十二年四月二日

幸福実現党仙台南 星 光浩 主たる事務所の所在地 仙台市太白区南 大野田一・二・四 柴田郡大河原町 大谷字荒屋敷後 一〇五・一 平成二十二年四月七日

昆野牧恵後援会	森田 文字	代表者	森田 文字	武山 美加	平成二十二年 四月七日
同	同	主たる事務 所の所在地	気仙沼市南郷七 一・二・二六	気仙沼市弁天町 一・二・二六	平成二十二年 四月七日
宮城県看護連盟	富田きよ子	会計責任者	神林美和子	山添枝理子	平成二十二年 四月七日
境恒春後援会	尾形 和優	代表者	尾形 和優	小野寺 勉	平成二十二年 四月八日
税理士による岡崎 トミ子後援会	富士 昇	主たる事務 所の所在地	仙台市宮城野区 榴岡五・一・二 三	仙台市青葉区一 番町三・三・一	平成二十二年 四月十二日
相沢ゆづじ後援会	高橋 正幸	代表者	高橋 正幸	相沢 光雄	平成二十二年 四月十五日
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	会計責任者	佐藤 聖	遠藤 義春	平成二十二年 四月十五日
大崎市政調査研究 会	佐藤 長生	同	佐藤 悦生	八木 吉夫	平成二十二年 四月十九日
もんでん英慈宮城 県後援会	阿部 雅良	代表者	阿部 雅良	遠藤 利信	平成二十二年 四月十九日
くまがい大後援会	熊谷 一	主たる事務 所の所在地	仙台市宮城野区 小鶴一・一〇・ 二一	仙台市青葉区上 杉一・一〇・一 〇	平成二十二年 四月二十日
只野直悦後援会	門田 健一	同	大崎市田尻北小 牛田字宅地一五 三	大崎市田尻北小 牛田字石川浦八 一・二	平成二十二年 四月二十二日
はじむ会(浅野元 後援会)	笠原 憲一	代表者	笠原 憲一	瀬戸 茂雄	平成二十二年 四月二十二日
同	同	主たる事務 所の所在地	黒川郡大和町吉 岡上町八〇	黒川郡大和町吉 岡上町八四	平成二十二年 四月二十二日
菅原健後援会	菅原 健	代表者	菅原 健	菅井 茂	平成二十二年 四月二十六日
さいとう邦男後援 会	竹澤 哲也	主たる事務 所の所在地	巨理郡巨理町字 中町東二〇三・ 一	巨理郡巨理町吉 田字板橋一三三 ・一三一	平成二十二年 四月二十七日
ふしみ公秀の会	伏見 公秀	名 称	ふしみ公秀の会 イトクラブ	ふしみ公秀サボ イトクラブ	平成二十二年 四月二十八日
同	同	会計責任者	石橋 竜也	伏見 美和	平成二十二年 四月二十八日

平成二十二年五月二十五日	宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一	
(政党の支部)		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党宮城県第5 区支部連合	佐々木 紘	平成二十二年四月四日
社会民主党宮城県第3 区支部連合	相沢 祐司	平成二十二年四月四日
社会民主党宮城県第4 区支部連合	岩淵 義教	平成二十二年四月四日
(その他の政治団体)		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
鈴木寿郎後援会	高橋 護	平成二十二年三月三十一日
永窪たつき後援会	目黒 弘	平成二十二年三月三十一日
加茂きよこの会	長谷川 弘	平成二十二年三月三十一日
氏家勇喜後援会	佐々木 宏	平成二十二年四月十日
さとう昭一後援会	青沼 文雄	平成二十二年四月一日
鈴木昇後援会	吉田 大吉	平成二十二年四月二十九日
○宮選管告示第六十四号		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
平成二十二年五月二十五日	宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一	
(政党の支部)		
政治団体の名称	社会民主党宮城県第5区支部連合	報告年月日 平成22年3月31日
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		1,058,018 円

ア	前年繰越額	76,358	円		
イ	本年収入額	981,660	円		
(2)	支出総額	912,626	円		
2	収入・支出の内訳				
(1)	収入の内訳				
ア	本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	906,250	円		
(ア)	社会民主党宮城県連合	906,250	円		
イ	その他の収入	75,410	円		
	10万円未満の収入	75,410	円		
合	計	981,660	円		
(2)	支出の内訳				
ア	経常経費	137,844	円		
(ア)	備品・消耗品費	35,844	円		
(イ)	事務所費	102,000	円		
イ	政治活動費	774,782	円		
(ア)	組織活動費	453,360	円		
(イ)	機関紙誌の発行その他の事業費	321,422	円		
a	機関紙誌の発行事業費	321,422	円		
合	計	912,626	円		
政治団体の名称 社会民主党宮城県第3区支部連合					
報告年月日 平成22年3月31日					
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	960,343	円		
ア	前年繰越額	129,743	円		
イ	本年収入額	830,600	円		
(2)	支出総額	859,803	円		
2	収入・支出の内訳				
(1)	収入の内訳				
ア	本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	735,000	円		
(ア)	社会民主党宮城県連合	735,000	円		
イ	その他の収入				
	10万円未満の収入				
合	計	996,230	円		
(2)	支出の内訳				
ア	経常経費	285,992	円		
(ア)	備品・消耗品費	83,542	円		
(イ)	事務所費	202,450	円		
イ	経常経費	211,045	円		
(ア)	備品・消耗品費	75,405	円		
(イ)	事務所費	135,640	円		
イ	政治活動費	648,758	円		
(ア)	組織活動費	283,338	円		
(イ)	機関紙誌の発行その他の事業費	365,420	円		
a	機関紙誌の発行事業費	365,420	円		
合	計	859,803	円		
政治団体の名称 社会民主党宮城県第4区支部連合					
報告年月日 平成22年3月31日					
1	収入・支出の総額				
(1)	収入総額	1,292,969	円		
ア	前年繰越額	296,739	円		
イ	本年収入額	996,230	円		
(2)	支出総額	1,134,784	円		
2	収入・支出の内訳				
(1)	収入の内訳				
ア	本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	890,000	円		
(ア)	社会民主党宮城県連合	890,000	円		
イ	その他の収入	106,230	円		
	10万円未満の収入	106,230	円		
合	計	996,230	円		

イ 政治活動費	848,792 円	(2) 支出の内訳	
(ア) 組織活動費	547,535 円	ア 経常経費	33,335 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	301,257 円	(ア) 備品・消耗品費	3,185 円
a 機関紙誌の発行事業費	301,257 円	(イ) 事務所費	30,150 円
合 計	1,134,784 円	イ 政治活動費	93,943 円
(その他の政治団体)		(ア) 組織活動費	78,808 円
政治団体の名称 氏家勇喜後援会		(イ) 選挙関係費	15,135 円
報告年月日 平成22年4月23日		合 計	127,278 円
1 収入・支出の総額		政治団体の名称 さとう昭一後援会	
(1) 収入総額	4,530 円	報告年月日 平成22年3月29日	
ア 前年繰越額	4,530 円	1 収入・支出の総額	0 円
イ 本年収入額	0 円	(1) 収入総額	0 円
(2) 支出総額	0 円	ア 前年繰越額	0 円
政治団体の名称 加茂きよこの会		イ 本年収入額	0 円
報告年月日 平成22年4月13日		(2) 支出総額	0 円
1 収入・支出の総額		政治団体の名称 鈴木寿郎後援会	
(1) 収入総額	145,774 円	報告年月日 平成22年3月29日	
ア 前年繰越額	115,774 円	1 収入・支出の総額	0 円
イ 本年収入額	30,000 円	(1) 収入総額	0 円
(2) 支出総額	127,278 円	ア 前年繰越額	0 円
2 収入・支出の内訳		イ 本年収入額	0 円
(1) 収入の内訳		(2) 支出総額	0 円
ア 寄 附	30,000 円	政治団体の名称 鈴木昇後援会	
(ア) 寄附(内訳別掲)	30,000 円	報告年月日 平成22年2月25日	
a 個人からの寄附	30,000 円	1 収入・支出の総額	79,543 円
合 計	30,000 円	(1) 収入総額	79,543 円
【寄附の内訳】		ア 前年繰越額	79,543 円
ア 個人からの寄附		イ 本年収入額	0 円
(寄附者の氏名)	(金 額) (住 所)	(2) 支出総額	0 円
その他	30,000 円	政治団体の名称 永澤たつき後援会	
小 計	30,000 円	報告年月日 平成22年4月6日	

<p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>4,530 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合計</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>4,530 円</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>4,530 円</p> <p>合計</p> <p>4,530 円</p> <p>政治団体の名称 加茂きよこの会</p> <p>報告年月日 平成22年4月13日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>18,496 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>18,496 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>18,496 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合計</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>18,496 円</p> <p>(ア) 事務所費</p> <p>18,496 円</p> <p>合計</p> <p>18,496 円</p> <p>政治団体の名称 さとう昭一後援会</p> <p>報告年月日 平成22年4月28日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>0 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>0 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>0 円</p> <p>政治団体の名称 鈴木寿郎後援会</p>	<p>報告年月日 平成22年4月5日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>0 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>0 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>0 円</p> <p>政治団体の名称 鈴木昇後援会</p> <p>報告年月日 平成22年4月30日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>79,543 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>79,543 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>79,543 円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合計</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>79,543 円</p> <p>(ア) 事務所費</p> <p>79,543 円</p> <p>合計</p> <p>79,543 円</p> <p>○宮城県知事第六十六号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。</p> <p>平成二十二年五月二十五日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一</p> <p>(その他の政治団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出者の氏名</th> <th>公職の種類</th> <th>資金管理団体の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>届出年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伏見 公秀</td> <td>仙台市議会議員</td> <td>公の会</td> <td>仙台市宮城野区岡田字北在家二二三</td> <td>伏見 公秀</td> <td>平成二十二年四月九日</td> </tr> </tbody> </table>	届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日	伏見 公秀	仙台市議会議員	公の会	仙台市宮城野区岡田字北在家二二三	伏見 公秀	平成二十二年四月九日
届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日								
伏見 公秀	仙台市議会議員	公の会	仙台市宮城野区岡田字北在家二二三	伏見 公秀	平成二十二年四月九日								

○宮城県告示第六十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
平成二十二年五月二十五日

宮城県選挙管理委員会 税 収 部 佐 藤 豊 一	代表者の氏名 宮城昭雄	代表者の氏名 宮城昭雄	代表者の氏名 宮城昭雄
（その他の政治団体）	代表者の氏名 宮城昭雄	代表者の氏名 宮城昭雄	代表者の氏名 宮城昭雄
代表者の氏名 伏見 公秀	代表者の氏名 伏見 公秀	代表者の氏名 伏見 公秀	代表者の氏名 伏見 公秀

留 置 税 収

○宮城県監査委員告示第2号
地方自治法 昭和22年法律第67号 第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第121項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。
平成22年5月25日

1 監査委員の報告日 平成22年2月23日	宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員	内 海 太 佐 々 木 敏 克 遊 佐 勤 左 衛 門 工 藤 鏡 子
2 通知のあった日 宮城県知事 平成22年3月28日		
3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 大河原県税事務所 イ 監査委員の報告の内容		

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。
(内容)

・ H20年度収入未済額
現年度分 175,837,956円
過年度分 371,919,421円
合 計 547,757,377円

・ H19年度収入未済額
現年度分 200,325,860円
過年度分 436,630,710円
合 計 636,956,570円

措置の内容
税目別の収入未済目標額を設定し、機能分担型滞納整理を取り入れ、文書・電話・臨戸による納税催告と徴収を実施した。特に、差押については件数500件を目標とし、徹底した財産調査と積極的な差押を実施した。

収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税について、住民税徴収対策会議の開催、滞納整理困難事案の事例検討会の開催、共同催告・共同徴収等の実施、地方税法第48条に基づく直接徴収の実施のほか、特別徴収促進のため未実施事業所への働きかけ等を市町と協働して積極的に実施した。

また、自動車税の徴収対策について、収入率向上と収入未済額の大幅な縮減を目指し、差押に重点を置いた滞納整理を実施した。そのため、換価の容易な預貯金等の差押、タイヤロックを活用した自動車差押や搜索を積極的に実施した。

(2) 仙台南県税事務所
イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。
(内容)

・ H20年度収入未済額
現年度分 236,171,708円
過年度分 537,889,853円
合 計 774,061,561円

・ H19年度収入未済額
現年度分 269,860,824円
過年度分 469,379,694円

合 計 739,240,518円

口 措置の内容

「平成21年度県税事務実施計画」に基づき、管内市町との連携・情報交換により個人県民税の徴収率向上に努めた。

また、自動車税の滞納額縮減のため積極的に納税相談を行い、コンビニエンスストア活用による収納促進を進めながら、税込確保のために早期の財産調査を行い、納税意志の低い滞納者に対しては、自動車差押をはじめ、預貯金や給料の差押等を実施するなど滞納処分を強化し、税込の確保と滞納額縮減を図った。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 1,338,696,961円

過年度分 1,764,388,481円

合 計 3,103,085,442円

・ H19年度収入未済額

現年度分 1,376,600,108円

過年度分 1,340,118,411円

合 計 2,716,718,519円

ロ 措置の内容

年度当初に税込確保と収入未済額縮減のため「平成21年度県税事務実施計画」を策定し、効果的な滞納整理に努めた。

主な対策として、差押については、目標件数を1,100件に掲げ、預貯金、給与、自動車の差押を中心に精力的に行った。

搜索については、高額及び長期滞納事案対策として、搜索による財産調査及び差押を積極的に実施し、特に初の試みとなる全所体制による大規模搜索を実施した。

また、自動車税徴収対策については、現年度課税分の徴収対策として、早期滞納処分の着手と滞納整理強化月間における自動車の一斉集中滞納整理及びタイヤロックを行った。

(4) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 438,057,943円

過年度分 646,054,943円

合 計 1,084,112,886円

・ H19年度収入未済額

現年度分 372,928,297円

過年度分 633,209,822円

合 計 1,006,138,119円

ロ 措置の内容

個人県民税については、特別徴収推進対策を重点に、管内町村と共同して事業所等への働きかけを行った。

また、住民税徴収対策会議の開催や地方税法第48条による直接徴収、県税還付金差押などの支援も実施した。

個人県民税以外の税目については、差押を重点とした手法を基本に、自動車、預貯金、給与等の差押を積極的に行った。

また、長期滞納者などに対しては、搜索による動産差押やタイヤロックを活用した滞納整理、更には差し押さえた自動車や動産のインターネット公売なども実施し、滞納額縮減と税込確保に努めた。

(5) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 234,858,707円

過年度分 359,467,945円

合 計 594,326,652円

<p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>240,493,420円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>349,548,330円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>590,041,750円</td> </tr> </table> <p>措置の内容</p> <p>収入確保と収入未済額縮減のため、差押処理件数の目標を600件に設定し、預貯金等の債権、自動車及び電話加入権の差押及び取立を積極的に実施した。</p> <p>(6) 大崎県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>244,585,045円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>425,391,283円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>669,976,328円</td> </tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>234,294,050円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>365,209,881円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>599,503,931円</td> </tr> </table> <p>措置の内容</p> <p>収入未済額の縮減のため、平成21年度は特に滞納件数、額ともに大きな割合を占めている自動車税の縮減に力を入れ、「宮城県税収確保対策3カ年計画」及び「北部県税事務所事務実施計画」に基づき対策を講じた。</p> <p>特に差押については、差押件数の目標を800件に設定し、機能分担型滞納整理を拡充して取組みを強化した結果、前年度を220件上回り目標を達成した。</p> <p>滞納事業のうち大口及び長期事業については、全ての事業について所検討会で処理方針を決定し、そのうち特に、長期間差押したまま完納に至っていない事業については、その差押物件の実態調査を行い、換価価値のない事業については差押替をして、預貯金、給与などを新たに差押え取立し、滞納額に充当した。</p> <p>個人県民税に係る収入率向上については、個人住民税における共同催告及び地方税法第48条</p>	現年度分	240,493,420円	過年度分	349,548,330円	合 計	590,041,750円	現年度分	244,585,045円	過年度分	425,391,283円	合 計	669,976,328円	現年度分	234,294,050円	過年度分	365,209,881円	合 計	599,503,931円	<p>に基づき県による直接徴収に取組んだほか、特別徴収の促進を図るため市町と連携し、未実施事業者への働き掛けを実施した。</p> <p>(7) 栗原県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>49,110,530円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>102,858,581円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>151,969,111円</td> </tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>55,634,352円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>89,741,227円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>145,375,579円</td> </tr> </table> <p>措置の内容</p> <p>宮城県税収確保対策3カ年計画の最終年度にあたり、滞納額縮減の目標達成に向けて積極的に差押え処分等を展開し、滞納額の縮減に努めた。</p> <p>滞納整理にあたっては滞納繰越分を中心に、換価性に最も優れた債権差押えの重点的執行に努めた。</p> <p>新規発生滞納事案については、滞納者の財産調査に基づき基礎データの収集をはじめとして、早期の滞納処分執行により滞納繰越とならないよう努めた。</p> <p>個人県民税については、市と協働して事業者訪問を実施し、給与所得者に課される市・県民税に係る特別徴収制度の周知を図るとともに特別徴収への移行を働き掛けた。</p> <p>(8) 登米県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>70,366,599円</td> </tr> </table>	現年度分	49,110,530円	過年度分	102,858,581円	合 計	151,969,111円	現年度分	55,634,352円	過年度分	89,741,227円	合 計	145,375,579円	現年度分	70,366,599円
現年度分	240,493,420円																																
過年度分	349,548,330円																																
合 計	590,041,750円																																
現年度分	244,585,045円																																
過年度分	425,391,283円																																
合 計	669,976,328円																																
現年度分	234,294,050円																																
過年度分	365,209,881円																																
合 計	599,503,931円																																
現年度分	49,110,530円																																
過年度分	102,858,581円																																
合 計	151,969,111円																																
現年度分	55,634,352円																																
過年度分	89,741,227円																																
合 計	145,375,579円																																
現年度分	70,366,599円																																

<p>過年度分 124,158,082円 合 計 194,524,681円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 71,094,781円 過年度分 114,097,844円 合 計 185,192,625円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>「県税事務運営」「県税滞納額縮減対策本部事業計画」に基づき事務所の「事務運営基本方針」「事務実施計画」を策定し，収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税については，住民税徴収対策会議を開催し，下記事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部県税事務所と合同で滞納処分研修を実施した。 ・ 住民税特別徴収推進対策に基づき，市と協働して企業を訪問し，特別徴収への移行を依頼した。 ・ 市長と連名で共同催告を行った。 <p>その他の税については，差押件数の目標を200件に設定し，財産調査を早期に行い，滞納処分を徹底した。また，資力の無い者については処分停止を行った。</p> <p>(9) 石巻県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において，収入未済を解消する努力はみられるが，なお収入未済があったので，さらに適切な徴収対策を講じ，徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H20年度収入未済額 <p>現年度分 284,776,093円 過年度分 499,141,615円 合 計 783,917,708円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H19年度収入未済額 <p>現年度分 270,899,721円 過年度分 376,230,138円 合 計 647,129,859円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>財産調査の徹底と早期着手のため，全ての滞納者の収入・勤務先等の調査を行った。</p>	<p>また，現年分についても前年度より約1ヶ月早めに財産調査に着手するなど，早期の財産調査に努めた。</p> <p>効果的な滞納処分のため，通年を通して，給料・預貯金等の換価性が高い債権を中心に目標件数630件を上回る差押をした。自動車の差押については前年度の4倍以上となった。また，捜索の実施・動産のインターネット公売にも取り組み，収入の確保に努めた。</p> <p>個人県民税の徴収対策については，普通徴収から特別徴収への移行を促進させるため，市町と協働して事業主を訪問しての働き掛けや事業主へ移行依頼文書の発送を行った。</p> <p>また，46条直接徴収，共同滞納処分，合同公売を実施し，市町へ徴収支援を行い，個人県民税の収入確保に努めた。</p> <p>(10) 仙南保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子寡婦福祉資金償還連約金において，不適切な処理が認められたので，速やかに是正するとともに，今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>既に料されている連約金について 誤って不徴収とする決定を行い，全額減額調定処理を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不徴収決定額 676,700円 ・ 不徴収決定日 平成20年 8月20日 <p>□ 措置の内容</p> <p>関係各課と調整し，平成22年2月5日に再調定を行った。</p> <p>今後，不徴収決定の事務処理を行う場合は，法令等を遵守し，適切に処理を行うこととする。</p> <p>(11) 仙台保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金，生活保護扶助費返還金，過誤払返納金及び未熟児養育費において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ H20年度収入未済額 <p>現年度分 4,894,998円 過年度分 25,331,937円 合 計 30,226,935円</p>
---	---

<p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,942,318円</p> <p>過年度分 21,549,615円</p> <p>合 計 26,491,933円</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,602,450円</p> <p>過年度分 6,532,540円</p> <p>合 計 8,134,990円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,072,849円</p> <p>過年度分 5,932,691円</p> <p>合 計 7,005,540円</p> <p>○過誤払返納金</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 105,760円</p> <p>過年度分 547,298円</p> <p>合 計 653,058円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 563,988円</p> <p>合 計 563,988円</p> <p>○未熟児養育費</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 55,388円</p> <p>過年度分 284,704円</p> <p>合 計 340,092円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 38,254円</p> <p>過年度分 283,634円</p> <p>合 計 321,888円</p>	<p>ロ 措置の内容</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>収納促進については、滞納発生後速やかに借受人に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。さらに連帯保証人への連絡や償還請求を行っている。</p> <p>収入未済の発生防止策として、貸付決定前の面接などにより償還意思の確認と償還履行の責任について説明している。</p> <p>今後は、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組みたい。</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>生活保護扶助費返還金については、家庭訪問、督促状や催告書の発出、電話等で収納促進及び催告に努め、1件完納した。</p> <p>今後は、債権回収のみならず、被保護者に対する届出義務指導の徹底などによる収入把握と事務処理の迅速化に引き続き努め、収入未済額発生未然防止に取り組みたい。</p> <p>○過誤払返納金</p> <p>・特別障害者手当(497,950円)</p> <p>・生活保護費(155,108円)</p> <p>特別障害者手当過誤払返納金過年度分392,190円については、本人死亡のうえ相続人が相続放棄を行ったことから回収に向けた行動ができないため、不納欠損処分を検討していく。</p> <p>現年度分105,760円については、納入計画書と納入誓約書を徴収して、一部分済による回収を行っている。</p> <p>今後は、支給資格を喪失した場合の届出義務について周知を図り、再発防止に努めていく。</p> <p>また、生活保護の過誤払返納金については、催告書の発出や電話等で催告に努め、1件完納した。</p> <p>今後、過誤払返納金が生じないように事務処理等に注意していく。</p> <p>○未熟児養育費</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 284,704円</p> <p>合 計 284,704円</p> <p>未熟児養育費については、文書・電話・訪問による督促を行ったことから、現年度分55,388</p>
--	---

円を回収することができた。引き続き、文書・電話・訪問による督促を行い、収納促進に努めていく。

(12) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・許可内容 自動販売機(2台分)
- ・許可年月日 平成20年3月18日
- ・許可期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日
- ・調定年月日 平成20年10月31日
- ・調定金額 28,980円

ロ 措置の内容

行政財産使用許可に係るチェック表を作成し、使用許可担当者のみでなく、庶務担当班内の収入担当者等複数人が収入調定等の確認をすることとし、相互チェック機能の強化を図った。

(13) 東松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額(平成17～19年度)

- ・正規使用料 840,844円
- ・既請求額 377,918円
- ・未徴収額 462,926円

ロ 措置の内容

再発防止のため、毎月の子メーターの指針値の確認は、食堂営業者立ち会いの下、双方で確認を実施することとした。

また、高校教育課からの指導を受け、担当職員が替わった際の事務引き継ぎを徹底することとした。

未徴収額については、債務者である宮城県東松島高等学校父母教師会長から支払い計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

(14) 古川工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額(平成15～19年度)

- ・正規使用料 1,576,537円
- ・既請求額 157,626円
- ・未徴収額 1,418,911円

ロ 措置の内容

再発防止のため、メーター等の読み取りや徴収においては、複数の職員の間で確認し、誤りのないよう施行することとした。

また、高校教育課からの指導を受け、担当職員が替わった際の事務引き継ぎを徹底することとした。

未徴収額については、関係業者へ納入を継続して要請している。

(15) 宮城大学

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出が遅延したため、不納付加算税が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・入学者選抜試験問題作題謝金の所得税 146,125円(平成20年5月支出分)
- ・納付期限 平成20年6月10日
- ・払出日 平成20年7月8日
- ・不納付加算税 7,000円

ロ 措置の内容

源泉徴収をした所得税の納期限については法令等で定められたものであり、法人化後も再発

しないよう種数チェックを徹底に行い再発防止に努めた。

正 誤

○宮城県公報平成二十二年号外第一二号(平成二十二年三月三十一日付け)中

ページ

四 上 段

行

正

誤

四 上

一五

(平成二十二年法律第六号)
(平成二十二年法律第六号)

(平成二十二年法律第
号)
(平成二十二年法律第
号)

号)